

岡崎市指名競争入札参加心得

(趣旨)

第1 この心得は、岡崎市指名競争入札実施要綱に定めるもののほか、岡崎市が行う指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2 入札保証金は、免除するものとする。

(公正な入札の確保)

第3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札を執行し、万一、市が事前に入札している情報どおりの入札結果となった場合、当該入札を無効とされても異議を申し立てることはできない。

3 入札参加者は、他の事業者その他第三者に対して、当該入札に参加することをみだりに表明してはならない。

4 入札参加者は、正当な理由なく他の事業者に当該入札への参加の有無を問合せしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第4 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札には参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 持参入札の場合において、入札参加者が2者未満である場合は、当該入札を取りやめる。

(入札等)

第5 入札は、入札ごとに指名通知に記載した手続きにより執行するものとする。

2 入札参加者は、岡崎市指名競争入札実施要綱、指名通知及び設計図書（設計書、図面、仕様書等の図書を総称していう。以下同じ。）等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

3 入札参加者は、指名通知において、設計図書を電子配信とした入札に参加する場合は、インターネットなど情報通信技術を利用した事務処理システムにより、設計図書を入手するものとする。

4 前号以外の場合においては指名通知の日から入札期日（電子入札の場合にあっては、入札締切日）まで入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に貸与する。

5 入札参加者は、持参入札の場合において、代理人をして入札させるときは、当該入札ごとに委任状を持参させなければならない。

6 入札参加者は、持参入札の場合においては、入札書を別記1により作成し、封筒を記入例1により作成のうえ、封かんし、係員の指示するところにより提出するものとする。ただし、前項の規定により代理人をして入札させるときは、受任者職氏名を表記のうえ封かんし、係員の指示するところにより提出するものとする。

7 前項の入札書は、楷書で明瞭に記入しなければならない。なお、入札書に記載する金額は、アラビア数字を用い、その数字の直前に「¥」又は「金」を記入しなければならない。

8 入札参加者は、建設工事の入札に参加する場合は、工事費内訳書を別記2により作成し、提出するものとする。ただし、予定価格が事後公表の場合、1回目の入札時のみ工事費内訳書を提出するものとし、2回目及び3回目の入札時は提出の必要はない。

9 入札参加者は、その提出した入札書及び工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(無効の入札)

第6 次に該当する入札は、無効とする。

1 持参入札の場合において、次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 次の事項に記載のない入札

ア 入札金額

イ 建設工事にあつては、工事名及び工事場所。設計業務等及び業務委託にあつては、業務名及び業務場所。物品購入にあつては、品名及び規格

ウ 入札参加者の商号又は名称、代表者氏名及び押印

- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 郵便、電報、電話、ファクシミリ又は電子メールによる入札
- (9) 事前に入札している情報どおりの入札結果となった入札
- (10) 建設工事においては、工事費内訳書を提出しない入札及び工事費内訳書に記載のない入札（1回目の入札に限る。）
- (11) 入札金額と工事費内訳書の金額が一致していない入札及び工事費内訳書の内訳金額と合計金額が一致していない入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

2 電子入札の場合において、次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 前項第1号、第6号、第8号、第9号、第10号又は第11号のいずれかに該当する入札
- (2) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
- (3) 電子署名及び電子証明書のない入札
- (4) 特定共同企業体において、当該共同企業体を代表する者のICカードによらない入札
- (5) 特定共同企業体において、特定共同企業体名の入力のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札
- (6) 同一案件において、電子入札及び紙入札による入札書を提出した入札

3 前2項に該当する入札を行った者に対し、入札の参加を停止又は制限することができる。
(入札の辞退)

第7 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 持参入札の場合において、指名を受けた者は、入札を辞退しようとするときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行うものとする。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行うものとする。

3 電子入札の場合において、指名を受けた者は、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出するものとする。

4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

5 入札辞退届を提出しない辞退者に対し、前項の規定を準用せず、入札の参加を制限することができる。

(入札の中止等)

第8 天災地変その他の理由により、入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

(開札)

第9 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。ただし、電子入札の場合においては、指名通知に記載した場所及び日時に行うものとする。

2 入札参加者は、前項の開札に立ち会わなければならない。ただし、電子入札の場合にあつては、この限りでない。

(再度入札)

第10 開札をした場合において、各人の入札のうち入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税を差し引いた価格をいう。以下同じ。）の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限比較価格（最低制限

価格から消費税及び地方消費税を差し引いた価格をいう。以下同じ。)以上の価格の入札がないとき又は低入札調査基準価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で岡崎市低入札価格調査実施要領第4条に規定する失格基準(以下「失格基準価格」という。)以上の価格の入札がないときは、直ち(電子入札の場合にあつては、指定した日時)に再度の入札を行う。ただし、直前の入札で最低制限価格未満の価格の入札をした者若しくは失格基準価格未満の価格の入札をした者又は直前の入札に参加しなかった者については、再度の入札に参加させないものとする。

2 入札執行回数は、初度の入札を含め3回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表している場合にあつては、1回とする。

(落札者の決定等)

第11 落札者の決定の順序は、入札執行の順序により行い、落札者の決定は、次の各号に掲げるところにより行ふ。ただし、総合評価方式の場合は、次項による。

- (1) 最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限比較価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、落札者の商号又は名称及び落札金額を公表する。
- (2) 最低制限価格を設けない場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、落札者の商号又は名称及び落札金額を公表する。
- (3) 持参入札の場合において、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、電子入札の場合においては、電子くじにより落札者を決定する。
- (4) 前号の持参入札の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、建設工事の場合は、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする前に、当該参加者の工事費内訳書の内容を確認する。確認の結果、最低の価格をもって申込みをした者の入札が無効となった場合は、次順位の者の工事費内訳書を確認する。この場合において、第1号及び第2号に「最低の価格をもって申込みをした者」とあるのは、「次順位の者」と読み替えるものとする。
- (6) 第3号の規定にかかわらず、建設工事の場合は、くじを引く前に、落札となるべき同価格の入札をした者全ての工事費内訳書の内容を確認する。確認の結果、無効となった者はくじに参加させず、同価格の入札をした者全てが無効となった場合は、次順位の者の工事費内訳書を確認する。この場合において、第1号及び第2号に「最低の価格をもって申込みをした者」とあるのは、「次順位の者」と読み替えるものとする。

2 総合評価方式の場合における落札者の決定の順序は、入札執行の順序により行い、落札者の決定は、次の各号に掲げるところにより行ふ。

- (1) 最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、岡崎市業務委託総合評価方式実施要綱第10条により算出された数値の最も高い者を落札者とし、落札者の称号又は名称及び落札金額を公表する。
- (2) 低入札調査基準価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱第6条により算出された数値(以下「評価値」という。)が最も高い者を落札候補者とする。当該落札候補者の申込みした価格が低入札調査比較価格(低入札調査基準価格から消費税及び地方消費税を差し引いた価格をいう。)未満である場合は、岡崎市低入札価格調査実施要領に基づく調査を行い、契約内容に適合した履行の可否を決定するものとする。
- (3) 前号に規定する落札候補者が低入札調査比較価格以上の価格を持って申込みをしていた場合又は前号に規定する調査の結果、契約内容に適合した履行が見込めると決定した場合は、当該落札候補者を落札者と決定する。
- (4) 前号の規定にかかわらず、予定価格を事前公表している場合は、当該落札候補者を落札者と決

定する前に、当該落札候補者の工事費内訳書の内容を確認することとし、予定価格を事後公表している場合は、当該落札候補者を落札者と決定する前に、当該参加者全員の工事費内訳書の内容を確認する。

- (5) 第2号に規定する調査の結果、契約内容に適合した履行が見込めないと決定した場合は、評価値が次順位の者を落札候補者とする。
- (6) 前号の場合において、第2号及び第3号に「落札候補者」とあるのは、「評価値が次順位の者」と読み替えるものとする。
- (7) 第1号において岡崎市業務委託総合評価方式実施要綱第10条により算出された数値の最も高い者が2人以上あるとき又は第3号における落札候補者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (8) 前号の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 落札者が落札決定から契約締結日（仮契約を締結する場合は、原則、仮契約締結日）までに、岡崎市指名競争入札実施要綱第4条に規定する入札参加資格を失った場合は、落札決定を取り消す。
（落札決定の保留）

第12 入札に関し、不正が行われた疑いがあると認められるときその他必要があると認められるときは、第11の規定により落札となるべき者を落札者に決定することを保留することがある。
（談合情報への対応）

第13 契約を締結する前に談合情報が入り、公正入札調査委員会で信憑性が極めて高いとは言えないと判別した場合には、誓約書を提出すれば契約するものとする。

また、契約締結した後に談合情報が入り、公正入札調査委員会で信憑性が極めて高いとは言えないと判別した場合でも、誓約書を提出すれば契約は継続するものとする。

（契約書の提出）

第14 契約書を作成する場合においては、落札者は、市から交付された契約書に記名押印し、岡崎市契約規則（平成22年3月16日岡崎市規則第2号）第28条に定める期間内に、これを市に提出しなければならない。ただし、議会の議決を要する契約の締結については、速やかに仮契約書を作成し、議決後本契約書を作成するものとする。

2 落札者が、市の承諾を得ないで前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（契約の保証）

第15 落札者は、請負代金額（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）が500万円以上の工事請負契約を締結する場合は、契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる契約の保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険証券を寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (3) この契約による債務の履行を保証とする公共工事履行保証証券による保証
- (4) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前各号の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

（特定の違法行為に対する措置）

第16 談合その他不正行為に対応するため、すべての契約について、損害賠償の予約を条件として付すこととする。

（異議申立て）

第17 入札を行った者は、入札後、この心得、設計図書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（仮契約中の相手方の不正行為）

第18 仮契約の相手方（仮契約の相手方が共同企業体である場合は、その構成員のいずれか）が、本市との契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、当該仮契約は議会に提出せず、本契約を締結しないものとする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
 - (2) 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- （その他）

第19 持参入札における入札書等の記載例は、別紙のとおりとする。

附 則

- 1 この心得は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、平成19年2月9日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、平成21年5月22日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に指名通知する競争入札について適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に指名通知する競争入札について適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成27年1月1日から施行し、同日以後に指名通知する競争入札について適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に指名通知する競争入札について適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に指名通知する競争入札について適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成29年7月1日から施行し、同日以後に指名通知する競争入札について適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成29年11月8日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に指名通知する競争入札について適用する。

る。

別記1 (建設工事)

入 札 書

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(注：消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)

1 工 事 名

2 工 事 場 所

岡崎市指名競争入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名 印

(宛先) 岡 崎 市 長

別記1（建設工事：受任者用）

入 札 書

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

（注：消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）

1 工 事 名

2 工 事 場 所

岡崎市指名競争入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

受任者職氏名 印

(宛先) 岡 崎 市 長

別記1 (設計業務等及び業務委託)

入 札 書

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(注：消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)

1. 業 務 名

2. 業 務 場 所

岡崎市指名競争入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名 印

(宛先) 岡 崎 市 長

別記1（設計業務等及び業務委託：受任者用）

入 札 書

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(注：消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)

1. 業 務 名

2. 業 務 場 所

岡崎市指名競争入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

受任者職氏名

印

(宛先) 岡 崎 市 長

別記1 (物品購入)

入 札 書

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(見積合計金額)

内 訳

品 名	規 格 品 質	数 量	単 位	単 価	金 額
				円	円
				見積合計金額	
				消費税及び 地方消費税の額	
				契約希望金額	

岡崎市指名競争入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

住所又は所在地.....

商号又は名称.....

代表者氏名..... 印

(宛先) 岡 崎 市 長

別記1 (物品購入：受任者用) 入札書

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(見積合計金額)

内 訳

品名	規格品質	数量	単位	単価	金額
				円	円
				見積合計金額	
				消費税及び 地方消費税の額	
				契約希望金額	

岡崎市指名競争入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

受任者職氏名 印

(宛先) 岡 崎 市 長

工 事 費 内 訳 書

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

工 種	単 位	金 額 (円)	摘 要
I. 直接工事費	1 式		
	1 式		
	1 式		
	1 式		
	1 式		
	1 式		
	1 式		
	1 式		
	1 式		
	1 式		
	1 式		
	1 式		
II. 共通仮設費	1 式		
III. 現場管理費	1 式		
IV. 一般管理費等	1 式		
工事価格			I + II + III + IV

※ 工事費の合計金額と入札金額は、一致すること。

記入例 1

(表) 封筒はなるべく白色のもので大きさは長3

(建設工事・設計業務等・業務委託)

(宛先) 岡 崎 市 長 (入札書在中)	「工事名」、「工事場所」は入札案件にあわせて「業務名」に適宜変更すること	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
工 事 名 _____		
工事場所 _____		

(物品購入)

(宛先) 岡 崎 市 長 (入札書在中)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
物 品 名 _____	

(裏) 封筒の上下に注意

(共 通)

	住所又は所在地	
Ⓜ	_____ Ⓜ _____ Ⓜ _____	
	商号又は名称 代表者職氏名	

記入例 1 (受任者用)

(表) 封筒はなるべく白色のもので大きさは長3

(建設工事・設計業務等・業務委託)

(宛先) 岡 崎 市 長 (入札書在中)	「工事名」、「工事場所」は入札案件にあわせて「業務名」に適宜変更すること	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
工 事 名 _____		
工事場所 _____		

(物品購入)

(宛先) 岡 崎 市 長 (入札書在中)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
物 品 名 _____	

(裏) 封筒の上下に注意

(共 通)

住所又は所在地				
①	_____	②	_____	③
商号又は名称 代表者氏名 受任者職氏名				

記入例2

(建設工事・設計業務等・業務委託)

委任状

日付をお
忘れなく

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名 印

私は下記の者を代理人と定め、岡崎市が発注する下記競争入札に係る一切の権限を委任します。

「工事名」、「工事場所」は
入札案件にあわせて「業務
名」等に適宜変更すること

記

1 工 名 入札通知書及び設計図書のとおりとする

2 工 事 場 所

住所又は所在地

受 任 者 商号又は名称

受 任 者 職 氏 名

受 任 者 使 用 印 印

この印鑑で入札書および封筒
の割印を押印すること

記入例2

(物品購入)

委任状

日付をお
忘れなく

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

住所又は所在地.....

商号又は名称.....

代表者氏名..... 印

私は下記の者を代理人と定め、岡崎市が発注する下記競争入札に係る一切の権限を委任します。

記

物 品 名.....

住所又は所在地.....

受 任 者 商号又は名称.....

受 任 者 職 氏 名.....

受 任 者 使 用 印

印

この印鑑で入札書および封筒
の割印を押印すること

記入例3

(建設工事・設計業務等・業務委託)

入札書

数字はアラビア文字とし、頭冠は¥止めすること

金額			億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	1	5	5	0	0	0	0	0

(注：消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)

1. 工事名

入札通知書及び設計図書記載のとおりとする

2. 工事場所

「工事名」、「工事場所」は入札案件にあわせて「業務名」等に適宜変更すること

岡崎市指名競争入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

日付をお忘れなく

平成 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

受任者職氏名

印

代表者が出席の場合は、下記の受任者欄に記入は不要

(宛先) 岡 崎 市 長

受任者が出席する場合は、職、氏名を記入。印は委任状に押印した印を使用（封筒の割印も同じ）

記入例3

(物品購入)

入札書

数字はアラビア文字とし、頭冠は¥止めすること

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					¥	5	3	4	0	0	0

(見積合計金額)

内訳

品名	規格品質	数量	単位	単価	金額
				円	円
〇〇機	△△型	2	台	267,000	534,000
見積合計金額					¥534,000
消費税及び地方消費税の額					¥42,720
契約希望金額					¥576,720

岡崎市指名競争入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

日付をお忘れなく

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

受任者職氏名

印

代表者が出席の場合は、下記の受任者欄に記入は不要

(宛先) 岡 崎 市 長

受任者が出席する場合は、職、氏名を記入。印は委任状に押印した印を使用（封筒の割印も同じ）

記入例4

工事費内訳書

1 工事名 入札通知書及び設計図書記載のとおりとする
 2 工事場所

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

工種	単位	金額(円)	摘要
I. 直接工事費	1式		
設計書に基づいて各工種の合計値のみを記入すること	1式		
	1式		
	1式		
	1式		
	1式		
	1式		
	1式		
	1式		
	1式		
	1式		
II. 共通仮設費	1式		入札書記載金額(消費税加算前)と一致すること
III. 現場管理費	1式		
IV. 一般管理費等	1式		
工事価格			I+II+III+IV

※ 工事費の合計金額と入札金額は、一致すること。

記入例5

(建設工事・設計業務等・業務委託)

入札辞退届

「工事名」、「工事場所」
は入札案件にあわせて
「業務名」等に適宜変更
すること

1 工事名

入札通知書及び設計図書のとおりとする

2 工事場所

上記の競争入札について指名を受けましたが、都合により辞退します。

日付をお忘
れなく

平成 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(宛先) 岡 崎 市 長

記入例5

(物品購入)

入札辞退届

物品名

上記の競争入札について指名を受けましたが、都合により辞退します。

日付をお忘れなく

平成 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名 印

(宛先) 岡 崎 市 長